

令和元年9月30日

泉南市報道提供資料

泉佐野市政記者クラブ会員 各位

泉南市秘書広報課長 古木 孝彦

(広報担当：古木)

職員の処分について

泉南市において、令和元年9月30日（月曜日）に地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 被処分職員の所属部課名	市民生活環境部産業観光課 (平成30年度当時の所属は市民生活環境部環境整備課)
2. 被処分職員の職名	事務職員【市民生活環境部産業観光課主幹】 (平成30年度当時の職名は市民生活環境部環境整備課課長代理兼環境整備係長)
3. 被処分職員の氏名	正岡 美彦 (まさおか よしひこ)
4. 被処分職員の年齢 (性別)	56歳 (男性)
5. 処分内容	免職
6. 処分年月日	令和元年9月30日
7. 処分に至った事実の概要	現在判明しているものとして、平成30年11月2日、平成31年2月25日及び平成31年3月4日において、市内のくみとり券販売所を訪問し、くみとり券の売上代金を集金したが、会計課へ入金を行わず現金41万8,950円を着服して横領した。 こうした行為は、法令の遵守義務に違反する行為であり、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行であると判断し、地方公務員法に基づく懲戒処分を行ったものである。
8. 処分根拠	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

【市長コメント】

この度、本市において、市民生活環境部環境整備課に在職し、くみとり券販売所の売上代金集金業務に従事していた職員が、販売所からお預かりした売上代金を納入せず横領する事案が発覚し、同職員を9月30日付けで懲戒免職といたしました。

市民の皆様の市政に対する信頼を著しく失墜することになり、ご迷惑、ご心配をお掛けしましたことに市長として心より深くお詫び申し上げます。

現在、刑事告訴に向け準備を進めるとともに全容を解明すべく調査を進めており、今後、速やかに本件経過等を市ホームページ等でご報告申し上げます。

このような不祥事を二度と起こさないよう、全職員で再発防止に取り組み、皆様からの信頼を一日でも早く回復できるよう全力を尽くしてまいります。

本件連絡先

総合政策部秘書広報課内 (担当：竜田・大谷)

TEL: 072-483-0002